

中標津町パートナーシップで進めるまちづくり町民会議設置要綱

（設 置）

第1条 中標津町パートナーシップで進めるまちづくりの確立に向け、課題の発見、目指すべき方向性や方針について、町民と行政が共に考え、共に行動し、お互いに理解を深めながら議論する場として、パートナーシップで進めるまちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 町民会議は、次に掲げる事項を調査、検討する。

- （1）パートナーシップで進めるまちづくりを実現するための方向性や方針づくり
- （2）パートナーシップで進めるための手法、ルール、システムの検討

（組 織）

第3条 町民会議の委員は、中標津町に居住し、パートナーシップで進めるまちづくりに関心のある者30名程度と、職員プロジェクトチーム21名で組織する。

- 2 委員は、広報等により公募するものとし、委嘱は行わない。
- 3 委員に対する報酬は支払わない。

（会長及び副会長）

第4条 町民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

（会 議）

第6条 町民会議は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 町民会議は、必要に応じ会長の指示により、関係者を会議に参画させることができる。

（部 会）

第7条 町民会議には、必要に応じて部会などを置くことができる。

（事務局）

第8条 町民会議の事務局は、総務部企画財政課に設置する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が町民会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。